



Vol.74

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★時間外勤務手当を詐取したことに対する懲戒免職処分が有効とされた裁判例

今回のニュースレターは、地方公務員が所属長印を無断で押捺する等して時間外勤務手当を詐取したことに対する懲戒免職処分が有効とされた裁判例（新潟地裁 R2.4.15 判決）をご紹介します。

1. 事案の概要

本件は、地方公共団体である被告（新潟市）の職員として勤務していた原告が、所属する課の課長の印鑑を無断で押捺して時間外勤務命令票（注：時間外勤務を管理する書類）を偽造し時間外勤務手当を詐取し又は詐取しようとしたことを理由として、新潟市長から平成 27 年 7 月 2 日に懲戒免職処分、同月 7 日に退職手当支給制限処分（全額不支給）をそれぞれ受けたことに関し、本件各処分には事実誤認の違法があり、また、仮に事実誤認がなかったとしても処分権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法があると主張して、本件各処分の取消しを求めた事案です。

原告は本件処分を受けた当時課長補佐という立場にありました。

原告が時間外勤務をする場合には、課長の命令印及び確認印を受けることになっていました。また、時間外勤務手当を受給するには、命令印及び確認印が押印された時間外勤務命令票を庶務担当者

へ提出することになっていました。

原告は平成 27 年 4 月分のうち 3 日分の命令印及び確認印を課長に無断で押捺し、処分担当者に提出して時間外勤務手当 3 万 5838 円を受給しました。また、無断で課長印を押捺し、日付等を空欄にしたままの同年 5 月分の時間外勤務命令票を自分の机の引き出しに入れていました。その後日付等を書き入れ、庶務担当者に提出しました。5 月分の時間外勤務手当は 2 万 9322 円でしたが、非違行為の存在が疑われていたため支給されませんでした。原告は人事課から受給した 3 万 5838 円を返納するよう告げられ、これを返納しました。

2. 裁判所の判断

このような事案について、裁判所は次のように判断しました。

まず、原告が実際に時間外勤務を行ったと主張して事実関係を争ったことから、その点について裁判所は原告が時間外勤務を行った事実はないと認定しました。

その上で、懲戒免職処分が裁量権の逸脱又は濫用に当たるかについて判断し、結論としてこれに当たらないと判断しました。主な判断は以下のとおりです。

- ・ 所属長の印鑑を無断で使用したという点や、課長補佐という原告の地位によ

る発覚の困難性という点からすると、本件非違行為の行為態様は悪質というべきである。

- ・ カラ出張について嚴重処分を受け、これについて反省する等を記載した顛末書を提出していたにもかかわらず、その後僅か3か月程度で本件非違行為に及んだことや、平成27年2月頃に時間外勤務の事前命令の徹底が周知されていたことも考慮すれば、強い非難を免れない。
- ・ 原告が課長補佐という課長に次ぐ地位にあり、職員に対して範を示すべき立場にあったことや、本件が発覚した後も、不自然ないし不合理な弁解を続けており、真摯に反省していないことから、厳しい処分を課すこともやむを得ない。
- ・ 実際に原告が4月分命令票に基づいて不正に受給した時間外勤務手当が数万円程度であり、5月分命令票に基づく時間外勤務手当が実際に受給されていたとしても、その額は数万円程度にとどまるものであって、被害金額が少ないことや、4月分の時間外勤務手当についてはその全額を返還済みであること、本件が第三者を被害者とするものではないこと、原告の人事評価が良好とされていたこと等の事実をもってしても、行為態様の悪質性、公務員に高度の誠実性、清廉性が求められること、公務に対する信頼に及ぼす影響が小さいとはいえないこと等からすると、処分をことさらに軽くするべき事情があるとはいえない。

なお、退職金の全額不支給処分については過度に重大な処分を課すものとし、処分を取り消すのが相当としました(退職手当の大半(8割程度)を減額する処分であれば裁量権の範囲としています)。

3. まとめ

本件は、公務員、課長補佐という立場でありながら、所属長の印を無断で押捺して時間外勤務手当を詐取したという悪質な事案であり、懲戒免職という判断は相当であると思います。被害金額は少ないですが、金銭の詐取という事案、さらに行為の悪質性によって懲戒免職・懲戒解雇が有効になるということが理解でき、参考になると思います。金銭の横領・詐取等の事案では、より重要なのは立証の点です。裁判で負けているケースは立証が不十分とされたケースが多いです。本件では不審に思った被告側が原告が時間外勤務を行っていないことを記録に残しており、これが実際に時間外勤務を行ったとの原告主張を排斥する根拠の一つとなっています。